

「世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則」を一部改正しました。

令和5年2月28日に「世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則」を一部改正しました。改正された内容は以下のとおりです。

■改正内容

建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正に伴い、規則第5条の一部改正を行いました。

■施行日

令和5年4月1日。

パンフレット中の改正部分は以下のとおりとなります。

ページ	改正された内容
15	第5条第1項第6号中「第55条第3項第1号若しくは第2号」を「第55条第3項若しくは第4項各号」に改め、「第56条の2第1項ただし書」の次に「、第58条第2項」を加える。
16	第5条第1項第7号中「第44条第1項第3号」の次に「、第52条第6項第3号」を加え、第5条第1項第9号中「第58条」を「第58条第1項」に改める。
21	附則を追加しました。 附 則（令和5年2月28日規則第6号） 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。 2 この規則による改正後の第5条第1項第6号及び第7号の規定は、令和5年5月31日以後に行うこれらの号に掲げる手続に係る世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（昭和53年12月世田谷区条例第51号）第2条第1号に規定する中高層建築物及び同条第2号に規定する特定建築物について適用する。